

●はじめに

1. 粒子線照射は高い治療効果を期待でき、副作用も少ない治療法ですが、他の治療法と同様に再発する可能性もあります。
2. 全てのがんが粒子線治療の適応(対象)になるわけではありません。また対象疾患でも粒子線治療が適当と判断されない場合もあります。
3. 先進医療が適用され、粒子線治療費(288万3千円)以外は健康保険診療であり、総額は約300万円となります。
4. 兵庫県立粒子線医療センターで行う治療は、粒子線治療に限ります。がんの診断のための検査や粒子線以外の診療は、主治医にお願いして行っていただきます。すなわち、粒子線治療は今の病気に対して主治医と共同で行う医療となることをよくご理解ください。
5. 条件が全て合っても粒子線治療ができない場合(技術的理由など)もあります。

●一般的条件

1. 治療が受けられる全身状態：これにつきましては、主治医におたずねください。
2. 約30分間じっと寝て(座って)いられること：治療を行うために必要です。

●対象疾患

現在治療可能な対象疾患は下記のとおりです。

1. 頭頸部腫瘍(耳鼻科と口腔外科の領域のがんです。喉頭がん、下咽頭がん、舌がんを除きます)
2. 頭蓋底腫瘍(脊索腫、肉腫、髄膜腫)
3. 肺がん(非小細胞肺がん、転移性肺がん)
4. 縦隔腫瘍
5. 肝がん(肝細胞がん、転移性肝がん)
6. 肝内胆管がん
7. 膜がん(切除できない場合のゲムシタビン併用照射またはT S-1併用照射)
8. 腎がん(他の根治治療が受けられない場合に限りです)
9. 前立腺がん
10. 直腸がん術後局所再発
11. 転移性腫瘍(単発腫瘍)
12. 骨軟部腫瘍

●粒子線治療開始までの手続き

1. 「主治医の先生へのお願い」、「患者紹介用 FAX(1)」、「患者紹介用 FAX(2)」の3種類の用紙を主治医にお渡しして、よくご相談ください。
2. 粒子線治療の適応判断に必要な検査を行っていただきます。
3. 主治医から、兵庫県立粒子線医療センターあてに、外来診察予約申込みとして「患者紹介用 FAX(1)」と「患者紹介用 FAX(2)」の2枚を FAX で送っていただきます。
4. 翌日(休日を除く)に兵庫県立粒子線医療センターから主治医あてに粒子線治療の可否、診察予約日時、診察を行う粒子線外来等について FAX で返信いたしますので、主治医からの連絡をお待ちください。
5. 保険証をお持ちの上、兵庫県立粒子線医療センターまでお越しください。
6. 兵庫県立粒子線医療センターでの診察の結果、粒子線治療に適応すると判断された場合は、入院日(条件が整えばすべて通院で治療する場合があります。)を決めます。

【重要事項】粒子線治療を受けられた場合、治療後の検査や診察は紹介元病院で行っていただきます。主治医の先生とよくご相談ください。

お問い合わせ:

兵庫県立粒子線医療センター TEL:0791-58-0100(代表) <http://www.hibmc.shingu.hyogo.jp/>
FAX:0791-58-2600